

【更新受付分】和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格審査申請要領
(有効期間：令和5年12月31日まで)

和歌山県会計局総務事務集中課

<物品調達競争入札参加資格申請について>

令和5年1月から令和5年12月までの間において、和歌山県が発注する物品の購入等に係る一般競争入札等（以下「競争入札」という）に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、この申請要領に基づき、競争入札資格審査申請を行ってください。

この資格を得て、競争入札参加資格者名簿に登載されると、和歌山県の各調達機関における物品の購入等に係る一般競争入札等に参加する資格を有することとなります。

1 対象とする契約の種類

物品等（自動車修理、印刷・製本、写真・図面製作、清掃用品取り替え、不用品買受け等を含む。）の調達契約

2 申請に必要な条件

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（以下、要綱という。）第3条各号（1号イ及び9号除く）の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができません。

3 受付期間

令和4年10月1日（土）から令和4年10月31日（月）まで（消印有効）

4 提出・問い合わせ先

和歌山県会計局総務事務集中課物品班

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

TEL：073-441-2293

FAX：073-441-2288

Mail：buppin120200@pref.wakayama.lg.jp

5 資格審査申請書の申請方法

「申請書」（別記様式）及び添付書類を郵送、FAX又はメールする。

申請書及び添付書類の提出がない場合には、審査できません。

また、持参による受付及び対面審査は行いません。

6 申請書配布

現行名簿登載者あてメール又は郵送する。

また、県HP (https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/120200/buppin_koushin.html) に掲載する。

7 審査結果の通知及び名簿登載

通知予定日：令和4年12月中

通知方法：物品調達競争入札参加資格審査結果通知書を郵送

通知先：申請者（代理人を選任している場合は代理人）

名簿登載内容：現行名簿と同内容

8 有効期間

令和5年1月1日（日）から令和5年12月31日（日）まで

9 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その入札参加資格を取り消します。その者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する資格者についても同様とします。

- (1) 「2 申請に必要な条件」（要綱3条7号を除く。）を満たさなくなったとき。
- (2) 資格審査において、故意に虚偽の事項を含む申請をしたとき。
- (3) 当該競争入札参加資格に係るすべての営業種目を廃止したとき。
- (4) 資格者が資格の抹消を申し出たとき。
- (5) 経済的信用又は社会的信用を著しく欠くと認められたとき。

10 資格の停止

和歌山県物品の購入等の契約に係る入札参加資格停止要領に該当することとなった場合は、入札参加資格を一定期間停止するとともにホームページで資格停止期間等を公表します。

11 事項に変更等があった場合

資格審査申請後に以下事項を変更した又は変更しようとするとき、承継を行ったとき及び営業を休止し、又は廃止したとき及び成年後見制度の対象となったときは、速やかに、電子システム又は物品調達競争入札参加資格審査申請事項変更届により、その旨を届けてください。なお、代理人の変更があった場合、届をもって委任状に代えることとします。

- (1) 営業規模を著しく変更したとき。
- (2) 商号又は名称を変更したとき。
- (3) 本店又は営業所等の所在地を変更したとき。
- (4) 入札参加資格者の氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を変更したとき。
- (5) 法人にあっては、役員及びこれに準ずる者を変更したとき。
- (6) 代理人を変更したとき。
- (7) 参加を希望する営業種目を変更したいとき。
- (8) 取引希望先を変更したいとき。

<申請書類について>

1 提出が必要な申請書類一覧

申請書及び添付書類 (申請書提出日において発行後3か月以内の原本又はその写し)		個人			法人		
		県内業者	県外業者		県内業者	県外業者	
			県内代理人有	県内代理人無		県内営業所等有	県内営業所等無
申請書		●	●	●	●	●	●
納税証明書	「消費税及び地方消費税」並びに「法人税」に未納額がないことの証明書 (法人：税務署の発行する様式その3の3) (個人：税務署の発行する様式その3「税目を「消費税及び地方消費税」と指定」)	● (様式3)			● (様式3の3)		
	和歌山県が課する県税全税目に未納額がないことの証明書 (県発行の第1号の12の2様式)	●	●		●	●	
	和歌山県内の在州市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)に未納額がないことの証明書 (完納証明又は最低過去3か年分の証明)	●					

※ 要綱第4条1号及び5号から8号までは、知事が特に認める提出を免除するものとし提出不要

2 申請書記載要領

① 納税証明書

提出が必要なものを「■」にする。

② 申請日

この書類を提出される日をご記入ください。

③ 商号又は名称

本店(本社)の商号又は名称をご記入ください。

法人の場合は、登記事項証明書に記載されているとおりにご記入ください。

④ 所在地

本店(本社)の郵便番号、所在地をご記入ください。

⑤ 記載担当者

この申請書類に不備、不明点があった場合に直接ご対応いただける担当者の氏名、部署、電話番号、メールアドレスをご記入ください。

代理人の委任

現行名簿で代理人を選任している場合、以下のとおり取り扱います。

【委任期間】

令和5年1月1日から令和5年12月31日までとします。

【代理人に委任される権限】

- 1 入札及び見積について
- 2 契約の締結について
- 3 物品の納入及び引取りについて
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 復代理人の選任について
- 6 その他契約に伴う一切の権限について